

第 1 回 伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会	参考資料 3
令和 8 年 9 月 18 日	

伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会の設置について

厚生科学審議会
食品衛生監視部会決定

1. 設置の趣旨

食品における伝達性海綿状脳症対策については、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲が定められているほか、と

と畜場法施行規則第 3 条等において、牛の月齢に応じた衛生的な管理等が定められている。

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 12 条に基づき、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これを行うこととされている。

食品における伝達性海綿状脳症対策に係る健康影響評価が行われた場合には、当該評価結果に基づき、リスク管理措置の内容について、専門的な調査審議を行う必要があることから、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則（令和 6 年 5 月 29 日食品衛生監視部会長決定）第 1 条に基づき、食品衛生監視部会の下に「伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会」を設置する。

2. 組織等

- (1) 小委員会の構成員は、伝達性海綿状脳症対策の見直しの内容に応じて、その評価等に関し学識経験を有するものとして、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から食品衛生監視部会長が指名する。
- (2) 小委員会の委員長は、食品衛生監視部会長の指名によるものとする。
- (3) 専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、小委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (4) 必要に応じて、委員長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができる。

3. 検討事項

- (1) 伝達性海綿状脳症の対策に関する事項（ただし、食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会伝達性海綿状脳症対策調査会の所掌に属するものを除く。）
- (2) その他、食品衛生監視部会の部会長が本小委員会での審議が必要と認める事項

4. その他

- (1) 小委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課が行う。
- (2) その他、小委員会の運営に必要な事項については、食品衛生監視部会長又は小委員会委員長が定める。